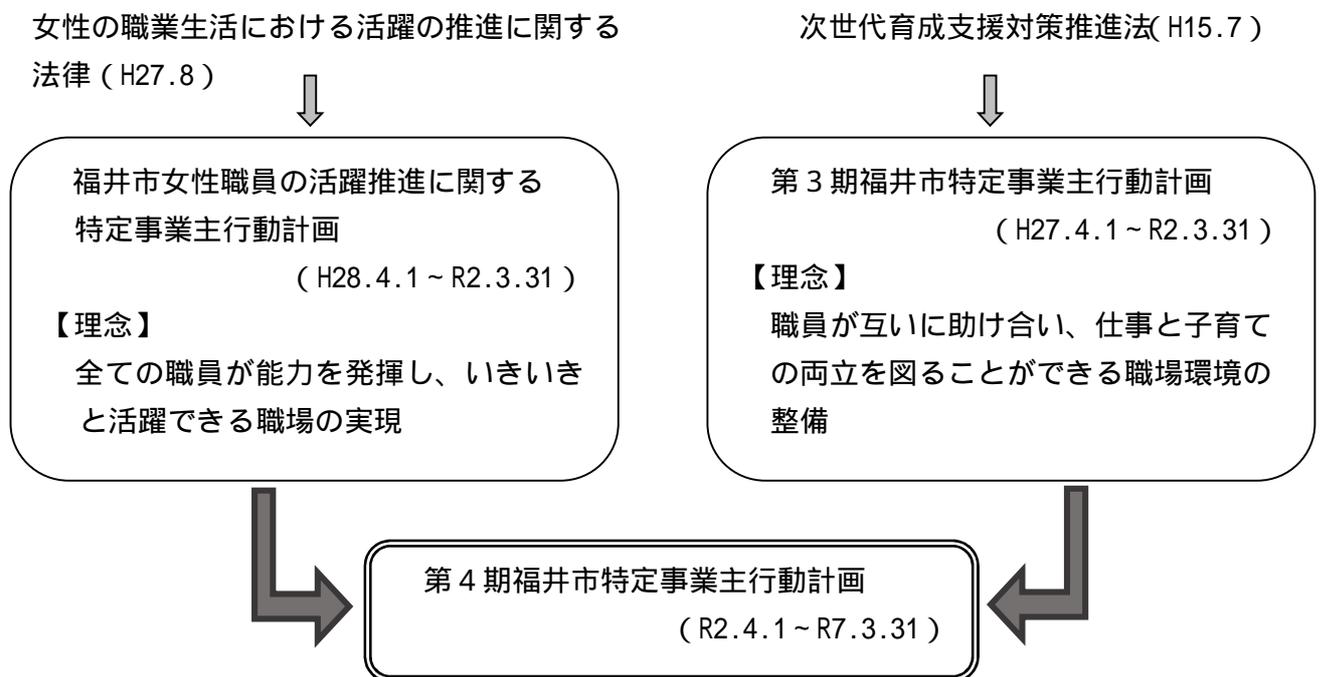


令和5年度 福井市特定事業主行動計画実施状況

福井市では、平成27年4月に「第3期福井市特定事業主行動計画」、平成28年3月に「福井市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

この2つの計画は課題などが共通していること、計画に基づく取組を一体的に推進することが効果的であることから、令和2年4月に両計画を一本化し、「第4期福井市特定事業主行動計画」として取りまとめ、仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境の整備を行い、全ての職員が能力を発揮し、いきいきと活躍できる職場の実現を目指して取組を行っています。



1 主な取組

(1) 看護休暇制度等の拡充

- ・看護休暇の対象者を、配偶者、1親等の親族及び2親等の親族(祖父母、孫及び兄弟姉妹以外の2親等の親族にあっては、職員と同居しているものに限る。)に拡充
- ・介護休暇、短期介護休暇の対象者のうち、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件を撤廃

(施行期日：令和5年5月1日、インフォメーション：令和5年4月25日掲載)

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備及び育児支援制度の周知

- ・所属長に対し、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に、育児休業制度等の周知、制度等の取得意向の確認を必ず実施すること、また、男性職員に対しては、「パパの子育て計画シート」を活用して実施することを所属長研修の際に呼びかけた。

(所属長研修：受講期間 令和5年5月26日～6月9日)

(3) 職員の意識啓発

- ・今後、育児支援制度の対象となることが想定される採用2年目の職員に対し、初等科研修において、福井市特定事業主行動計画についてまとめたリーフレット等を配布し、各種育児支援制度の内容・取得要件等を周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスについて意識啓発を図った。
- ・参加者に対し、育児に関する休暇等について認知度を把握するためアンケート調査を実施したところ、今回初めて知った制度があるという職員が8割を超え、制度の理解につながった。

(初等科研修:令和5年6月6日~8日開催)

(4) 夏季休暇及び年次休暇の取得促進

職員インフォメーションにて、夏季休暇及び年末年始とあわせた年次休暇の取得を呼びかけた。

(インフォメーション:令和5年5月16日、11月29日掲載)

年次休暇の取得状況 <取得目標日数12日>

(単位:日)

年	R1	R2	R3	R4	R5
平均取得日数	8.67	9.57	9.14	9.78	10.91
(消防除く)	(9.28)	(10.16)	(9.91)	(10.48)	(11.62)

(5) お父さんお母さんのしごと参観の実施

職員が子どもとのふれあいの時間を持ち、家族のきずなを深めるとともに、子育てを職場ぐるみで応援する環境づくりの一環として、子どもが父母の働く様子を見学するしごと参観を実施。

令和2~4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。

参加者数

(単位:人)

年度	H28	H29	H30	R1	R5
職員	9	9	15	11	13
児童	14	13	21	18	22

(6) 超過勤務の縮減

- ・毎週水曜日をノー残業デーと設定し、定時退庁を促した。また、水曜日に超過勤務を行う際には、理由を付した協議書の提出を求めた。

* 毎週水曜日の始業時に「ノー残業デーのことば」を放送し周知した。

* 終業時に庁内放送で音楽を流し、定時退庁しやすい職場環境づくり等を進めた。

- ・毎月第3日曜日(家庭の日)の翌日をノー残業デーと設定、定時退庁を促した。
- ・毎月19日を「育児の日」と設定し、子育て環境にある職員の定時退庁を促した。
- ・朝型勤務制度及び時差勤務制度の周知及び取得促進を図った。

* 朝型勤務については、「時差勤務制度」に統合した上で、取組を継続。

時間外勤務の実績状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
職員数(管理職除く)	2,255人	2,222人	2,158人	2,146人	2,103人
時間数(選挙等除く)	236,584h	224,755h	255,757h	264,657h	249,426h
年平均時間数	105h	101h	119h	123h	119h

2 育児のための休暇・休業等の利用状況

(1) 育児休業の取得状況<男性職員の取得目標値20%>

年度	性別	R1	R2	R3	R4	R5
取得者数 (年度内で新たに育児休業が 取得可能となった人数)	男性	7人 (66人)	6人 (61人)	9人 (50人)	22人 (62人)	21人 (49人)
		10.6%	9.8%	18.0%	35.5%	42.9%
	女性	44人 (44人)	52人 (52人)	43人 (43人)	52人 (52人)	49人 (49人)

令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間

(単位:人)

	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月 超	合計
男性	18	3	-	-	-	-	21
女性	-	8	5	13	6	17	49
計	18	11	5	13	6	17	70

(2) 子の出生時における父親の特別休暇の取得状況

(対象となる男性職員数)

R1:66人、R2:61人、R3:50人、R4:62人、R5:49人

「妻の出産に伴う休暇」取得者数及び取得率<取得目標値90%>

年度	R1	R2	R3	R4	R5
人数	57人	50人	40人	47人	42人
取得率	86%	82%	80%	76%	86%

出産のために入院する日から
出産の日以後2週間の期間内
に、出産時の付添い等のため
に2日の範囲で取得可

「子の出生に伴う父親の養育休暇」取得者数及び取得率<取得目標値50%>

年度	R1	R2	R3	R4	R5
人数	21人	23人	17人	24人	31人
取得率	32%	38%	34%	39%	63%

出産予定日の6週前の日から
(就学前の子がいる場合) 出
産の日以後1年までの期間
に、生まれた子の付添い等の
ために5日の範囲で取得可

(3) 家族の看護を行うための特別休暇の取得状況

家族看護休暇の取得者数

(単位:人)

年	R1	R2	R3	R4	R5
男性	120	82	121	161	251
女性	124	117	123	146	185
全体	244	199	244	307	436

対象者が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日の範囲内で取得可

令和5年5月から対象者を、「中学校就学の始期に達するまでの子」から「配偶者、1親等の親族及び2親等の親族(祖父母、孫及び兄弟姉妹以外の2親等の親族にあつては、職員と同居しているものに限る。)」に拡充

3 女性職員のキャリア形成の促進に関する取組

(1) 女性の管理職への登用状況

管理職の男女比率 < 女性職員の割合 25%以上 >

年度	R3		R4		R5	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男	226人	81.3%	231人	80.8%	232人	79.2%
女	52人	18.7%	55人	19.2%	61人	20.8%
計	278人		286人		293人	

各役職段階の女性職員の割合

R5年度	理事	副理事	参事	副参事	計
男	20人	44人	74人	94人	232人
女	4人	2人	12人	43人	61人
計	24人	46人	86人	137人	293人
女性比率	16.7%	4.3%	14.0%	31.4%	20.8%

(2) 女性職員の意識啓発(カフェ研修室)

令和6年2月28日開催 先輩ゲスト: 女性活躍促進課 廣瀬課長

(3) 育児休業に伴う昇任にかかる復職調整

(令和4年4月1日以降に育児休業を取得する者から適用)

育児休業期間から除算する期間

女性・・・1年(1) 男性・・・1年(2)

(1) 育児休業中に産前産後休暇に入り続けて育児休業を取得する場合は、連続した育児休業期間とみなし、1回と数える。

(2) 平成31年4月1日から令和4年3月31日の期間に育児休業を開始した場合の除算期間は2か月

ただし、それぞれの補職における必要在位年数の1/2以上の実経験年数を要するものとする。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 福井市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.1%
全職員	61.0%

* 特定の時期に一時的に任用される臨時非常勤職員は任期の定めのない常勤職員以外の職員から除く。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.4%
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.2%
31～35年	94.3%
26～30年	94.0%
21～25年	91.1%
16～20年	87.8%
11～15年	87.9%
6～10年	92.0%
1～5年	97.2%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93%、住居手当の受給者に占める男性の割合は74%である。
- ・男性の方が時間外勤務が長く、その差による一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は77%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。